

## 広島県内の国際貢献活動の活性化の促進等に関する協定

広島県(以下「県」という。)と特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(以下「JPF」という。)は、次のとおり広島県内の国際貢献活動の活性化の促進等に関する協定を締結した。

### 前 文

県は、自ら推進する「創り出す平和」の理念を実現するため、JPFの要請に基づき、平成16年6月1日から職員を派遣し、JPFの多様な参画者により運営される組織運営ノウハウを習得するとともに、JPFによる地方NGOの支援策を活用し県内NGOの育成に努めている。

JPFは、国際協力活動や災害援助活動の一環として、自治体の参画を通じて地方のNGOと幅広い連携・協力関係を築き、日本の市民社会の発展と、自治体の国際貢献の促進に寄与していくため、広島県の参画を得て、NGOの実情に応じた支援策を実施し、参画者の拡大に努めている。

この度、県とJPFは、これまでの取組を一步進め、広島県内において、自治体、企業、教育機関、社会教育団体、NGO、県民等が主体的に参加する国際貢献活動の活性化を促進するため、相互に協働して取組むこととする。

### (目 的)

第1条 県とJPFは、それぞれの役割に応じ、国際貢献分野等における地域コミュニティ総参加型の協働プロジェクト(以下「協働プロジェクト」という。)を形成し実施することにより、広島県内の国際貢献活動の活性化を促進するとともに、その成果を広く波及させることにより全国の地域社会における国際貢献活動の活性化につなげるものとする。

### (県の役割)

第2条 県は、主として、自治体、企業、教育機関、社会教育団体、NGO、県民等の協働プロジェクトへの主体的な参加を促進する。

### (JPFの役割)

第3条 JPFは、主として、JPF参加のNGO等と連携し、協働プロジェクトを運営する。

### (実施期間)

第4条 この協定は、県及びJPFの合意により発効し、平成21年3月31日をもって終了する。

### (ネットワーク組織への参画)

第5条 JPFは、この協定に基づき円滑に協働プロジェクトを運営するため、県が、ひろしま発の国際貢献活動の推進のために組織する「ひろしま国際貢献ネットワーク」に参画する。

### (協 議)

第6条 この協定に定めるもののほか、協働プロジェクトの実施に関し必要な事項については、県及びJPFが協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書2通を作成し、県とJPFが記名・押印し、各自その1通を所持する。

平成19年2月14日

広島県  
代表者 広島県知事 藤田 雄山

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム  
代表者 代表理事 長 有紀枝